

京都市消防局訓令乙第14号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局担当局長の担当事務の名称に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内博貴

題名中「担当局長」の右に「等」を加える。

本則を第1条とし、同条に見出しとして「(担当局長)」を付し、同条中「第4項」を「第5項」に、「消防局長が定める」を「消防局長（以下「局長」という。）が定める担当局長の」に改め、本則に次の1条を加える。

(担当課長)

第2条 京都市消防局組織規則第4条第6項に規定する局長が定める担当課長の担当事務の名称は、次に掲げる名称とする。

(1) 企画

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)